争議解決の鍵を握つて帰つた孕石所長

さしもの労働争議も解決を告げる

と同時に重大なる用件を帯びて上京中だつた孕石三菱造船所長は二十四日神戸に帰着したが同日午後一時直に

各部長を

召集の上重役会議を開催し秘密裡に協議を為すところがあつたがその内容は職工側の要求を如何なる点まで承認するかと云ふにあるので有吉知事も言明した如く委員制度は今月末か来月初旬実施さるべくそれと共に会社では馘首職工を会社の都合で罷めさせたものと、不都合あつて罷めさせたものとの二種に分ち前者には日給二週間分及勤務年月に応じ三十圓以上三百圓以下を涙金として支給し後者には只

涙金若干

を與へる事になり帰国するものには旅費として廿圓以上四十圓を支給する筈であると（神戸電話）

体刑が罰金刑に減刑

裏切職工殴打の争議判決

川崎職工の控訴公判

川崎造船所鋳物職工宗和平之助が過般の労働争議中同じ職工の山本佐次郎が争議団に

裏切

り工場を出勤したのを憤慨し談判に及ぶと却て罵られたので激昂なり同人を殴打した傷害被告事件は当区裁判所前川判事の係りで過般公判開廷、立谷検事が懲役二ケ月分を求刑したのに対し中井、高山両弁護士の

減刑

論があつたが三十日同判事から罰金四十圓に処する旨判決云ひ渡しあり被告は大喜びであつた又同じ川崎造船所の職工で労働争議中伍長心得を殴打した鬼丸猛彦に係る

傷害

被告事件は曩に当区裁判所で懲役二ケ月に処せられたが是を不服とし控訴を申立て居たところ同日正午過ぎから当地方裁判所刑事第一部で公判開廷、立会檜山検事は第一審の懲役二ケ月は未だ軽い位だと棄却を求め島原高山両弁護士は『被告一人を

厳罰

に処した所で労働争議が解決されるものでない』と罰金刑を主張し午後一時半閉廷したが判決は来月五日言渡さる筈